

ウイルス性肝硬変・肝がんの患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎の治療に関する医療費助成は、現在、B型・C型肝炎のインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療を対象に行われているが、これら以外のウイルス性肝硬変・肝がんに対する治療法については助成の対象外である。そのため、ウイルス性肝炎が原因で就労困難となった肝硬変・肝がんの患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ない状況にあり、生活に困窮している。

また、現在の身体障害者福祉法の肝機能障害に関する認定基準は、極めて厳しく、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、肝硬変・肝がん患者を初めとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、生活支援を必要とする大多数の患者が認定を受けることができない状況にある。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって、国においては次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんの患者の治療に対する負担軽減のため、医療費助成制度の創設を初めとする施策の具体化を図ること。
- 2 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、早急に患者の実態（特に肝硬変・肝がんの患者の病態）に応じた障害者認定制度に改め、必要な生活支援の実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

呉市議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣